

大阪府知事 吉村洋文 殿

**新型コロナウイルスの感染拡大（第４波）に対応する
中小企業経営の危機打開に向けた第２次緊急要望**

2020年4月23日

大阪府中小企業家同友会

会 長 堂上勝己

代表理事 仁張正之

代表理事 森嶋 勲

代表理事 山田 茂

〒540-0011
大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F
TEL 06-6944-1251
FAX 06-6941-8352
<http://www.osaka.doyu.jp>

日頃より、大阪府地域経済の活性化と中小企業の振興のためご尽力いただき、敬意を表します。

さて、大阪府中小企業家同友会(会員 2144 名)は、1959 年の創立以来、自助努力による経営の維持・発展と中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてきました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、2020 年 1 月以来 1 年 3 ヶ月余り継続していますが、本年 4 月に入り、新規感染者が連日過去最多を記録し、第 4 波と言ってもよい厳しい状況となりました。新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、府民生活や地域経済に広がり、日々深刻な様相を帯びています。「緊急事態宣言」の再発令(本年 1 月)や「まん延防止等重点措置」の適用(本年 3 月)により、飲食店を対象に営業時間の短縮要請が続き、深刻の事態となっています。さらに、飲食業だけでなく仕入先など関連業界をまきこんで、多くの中小企業では倒産廃業の危機が加速する切迫した事態となっています。

こうした現実を直視して、大阪府中小企業家同友会では、2020 年 3 月に続き、再度の緊急政策要望を取りまとめました。大阪府中小企業振興基本条例(2010 年 6 月、議決)の理念を踏まえて、「地域の経済を支え、社会の主役として頑張っている中小企業を 1 社もつぶさない」の思いで、大阪府として、府民生活と中小企業経営の安定、地域経済の危機打開に向けた経済政策を、緊急に実施されるよう強く要望するものです。同時に、検査・医療体制の強化、ワクチン接種の促進、迅速で的確な中小企業振興策の実施など、国に対して強く働きかけることを期待します。

記

1. 営業時間の短縮要請に対する補償を迅速・的確に行うこと

営業時間の短縮要請は、その実効性を高めて感染拡大を防ぐためにも、補償と一体に進めることが必要です。中小・小規模の飲食店は、多様な規模と独自性を持って、府民の生活と暮らし、地域文化を支えています。こうした飲食業には、営業時間の短縮要請とセットで、迅速・的確な補償を行うべきと考えます。

- (1) 営業時間の短縮要請によって生じた売上減少などの損失に対しては、欧米諸国の事例(前年度売上額の 70~80%を保障)を参考に、企業規模や損失実態に見合った補償の仕組みを確立し、迅速・公正・的確な補償を講じること。
- (2) 上記に伴い、「感染防止の効果のある措置」として店舗に要請されるすべての設備(アクリル板や Co2 センサーなど)に対して、補助制度を新設し、その周知徹底を図ること。

2. 時短要請への協力金の速やかな支給を

これまで時短要請に対しては、第1期（要請 1/14～2/7、申請 2/8～2/28、審査 約 56,000 件）のうち、支給されたのは半数以下の約 20,000 件となっています。今、この瞬間にも時短要請に応じている各企業は、まさに廃業の崖っぷちに立たされています。時短要請への協力金の速やかな支給を求めるものです。

- (1) 一刻も早い支給を実現させること。申請が終了した翌月には少なくとも 80%以上の支給がなされるようにすること。
- (2) 協力金申請の審査状況を把握し、詳細な情報を随時公開すること。
- (3) 審査業務のスピードを速めるために、関係機関に働きかけること。
- (4) 審査業務にあたっている事業者に対し、手続きの簡素化等の改善、審査の促進を促すこと。

3. 飲食店と直接・間接の取引がある事業者に対しても、同様の経営支援を

営業時間の短縮要請に伴う協力金の対象は、飲食店に限定されていますが、飲食店が提供する料理や飲料などの食材を納める卸・仕入れ業者をはじめ、関連する多くの業界が時間短縮の影響を受けています。昨年 3 月に経済産業省が設けた飲食店以外で時短営業の影響を受けた事業者への一時金支給制度を参考に、影響を受けている事業者に対して、営業時間の短縮要請に係る協力金と同様の支援策を講じること。

4. 事業者への支援は、中長期の視点に立って、系統のかつ計画的に

営業時間の短縮要請に伴う協力金は、第1期以降、現在第4期まで取り組まれています。1回目の緊急事態宣言解除後、飲食店を中心に宣言前の賑わいはすぐに戻っていません。そうした状況で、今回の営業時間の短縮要請により再び客足が遠ざかり、ますます厳しい状況となっています。今後の状況についての見通しが見えない中で、緊急的な協力金支援だけではなく、中長期の視点での系統のかつ計画的な事業支援制度の検討・立案及び実施を早急に進めること。

5. 十分な補償のない中での罰則規定（過料など）の実施には反対

十分な補償が講じられてない現時点において、特措法の適用によって要請に応じない事業者に過料を科すことに、反対します。